

北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 4 条 略 (従業者の員数)</p> <p>第 5 条</p> <p>1 (1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 介護職員 指定予防給付型通所サービスの単位ごとに、当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定予防給付型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定予防給付型通所サービス事業者が指定予防給付型通所サービス事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)<u>又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう以下同じ)</u>の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)<u>又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ)</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定予防給付型通所サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた</p>	<p>第 1 条～第 4 条 略 (従業者の員数)</p> <p>第 5 条</p> <p>1 (1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 介護職員 指定予防給付型通所サービスの単位ごとに、当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定予防給付型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定予防給付型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定予防給付型通所サービス事業者が指定予防給付型通所サービス事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定予防給付型通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p>

数以上確保されるために必要と認められる数

1 (4) ~ 7 略

8 指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 6 項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第 2 0 条第 1 項から第 7 項を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 6 条 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 7 条

1 ~ 4 略

5 指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで又は指定地域密着型サービス基準第 2 2 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

1 (4) ~ 7 略

8 指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 6 条 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 7 条

1 ~ 4 略

5 指定予防給付型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防給付型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 5 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 8 条

1～2 (1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識する事ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

第 9 条～第 23 条 略

(勤務体制の確保等)

第 24 条

1～2 略

3 指定予防給付型通所サービス事業者は、予防給付型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定予防給付型通所サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

(削除)

4 略

(業務継続計画の策定等)

第 24 条の 2

1 指定予防給付型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時に

(内容及び手続の説明及び同意)

第 8 条

1～2 (1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

第 9 条～第 23 条 略

(勤務体制の確保等)

第 24 条

1～2 略

3 指定予防給付型通所サービス事業者は、予防給付型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定予防給付型通所サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

4 略

(業務継続計画の策定等)

第 24 条の 2

1 指定予防給付型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時に

において、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(削除)

2～3 略

第 25 条～26 条 略

(衛生管理等)

第 27 条

1 略

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、当該指定予防給付型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(削除)

2 (1)～3 略

(掲示)

第 28 条

1 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所の見やすい場所に、第 23 条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という）を掲示しなければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当

において、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

2～3 略

第 25 条～26 条 略

(衛生管理等)

第 27 条

1 略

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、当該指定予防給付型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

2 (1)～3 略

(掲示)

第 28 条

1 指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所の見やすい場所に、第 23 条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、前項に規定する事項を記載し

該指定予防給付型通所サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定予防給付型通所サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。ただし令和7年3月31日までの間は適用しない。

第29条～第34条 略

(虐待の防止)

第34条の2

1 指定予防給付型通所サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(削除)

(1)～(4) 略

第35条 略

(記録の整備)

第36条

1～2 (1) 略

(2) 第18条第2号に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第39条9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第32条第2号に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第34条第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

た書面を当該指定予防給付型通所サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第29条～第34条 略

(虐待の防止)

第34条の2

1 指定予防給付型通所サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

ただし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(1)～(4) 略

第35条 略

(記録の整備)

第36条

1～2 (1) 略

(2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

置についての記録

(指定予防給付型通所サービスの基本取扱方針)

第 38 条

1 指定予防給付型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2～5 略

(指定予防給付型通所サービスの具体的取扱方針)

第 39 条

(1)～(7) 略

(8) 指定予防給付型通所サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

(9) 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、予防給付型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者¹に報告するとともに、当該予防給付型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この条におい

置についての記録

(指定予防給付型通所サービスの基本取扱方針)

第 38 条

1 指定予防給付型通所サービスは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2～5 略

(指定予防給付型通所サービスの具体的取扱方針)

第 39 条

(1)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、予防給付型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者¹に報告するとともに、当該予防給付型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型通所サービス計画の実施状況の把握(以下この条において

て「モニタリング」という。)を行うものとする。

(12) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防給付型通所サービス計画の変更について準用する。

第40条～42条 略

(従事者の員数)

第43条

1～2 略

3 指定生活支援型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定生活支援型通所サービスの事業と指定予防給付型通所サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準、又は第5条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第44条 指定生活支援型通所サービス事業者は、指定生活支援型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援型通所サービス事業所の管理上支障がな

「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11) 指定予防給付型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する予防給付型通所サービス計画の変更について準用する。

第40条～42条 略

(従事者の員数)

第43条

1～2 略

3 指定生活支援型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定予防給付型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型通所サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定生活支援型通所サービスの事業と指定予防給付型通所サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準、又は第5条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第44条 指定生活支援型通所サービス事業者は、指定生活支援型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援型通所サービス事業所の管理上支障がな

い場合は、当該指定生活支援型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第45条 略

(指定生活支援型通所サービスの具体的取扱方針)

第46条

(1)～(7) 略

(8) 指定生活支援型通所サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

(9) 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 指定生活支援型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) 指定生活支援型通所サービス事業所の管理者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 指定生活支援型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

い場合は、当該指定生活支援型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第45条 略

(指定生活支援型通所サービスの具体的取扱方針)

第46条

(1)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 指定生活支援型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定生活支援型通所サービス事業所の管理者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定生活支援型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 指定生活支援型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する生活支援型通所サービス計画の変更について準用する。

第47条～第52条 略

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型通所サービス、生活支援型通所サービス及び共生型通所サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

(11) 指定生活支援型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活支援型通所サービス計画の変更について準用する。

第47条～第52条 略

附則

(新設)

(新設)